

消防予第102号  
平成21年3月10日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験及び点検については、それぞれ「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成21年消防庁告示第7号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成21年消防庁告示第4号）が平成21年2月26日に公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月12日付け消防予第172号）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

- (1) 「第11 自動火災報知設備の試験基準」を本通知の別添1「第11 自動火災報知設備の試験基準」に改めること。
- (2) 「第34 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備の試験基準」の次に本通知の別添2「第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準」を加えること。
- (3) その他別添3のとおり、「第2 屋内消火栓設備の試験基準」、「第3 スプリンクラー設備の試験基準」、「第4 水噴霧消火設備の試験基準」、「第5 泡消火設備の試験基準」、「第6 不活性ガス消火設備の試験基準」、

「第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」、「第8 粉末消火設備の試験基準」、「第9 屋外消火栓設備の試験基準」、「第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準」、「第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」、「第15 非常警報器具及び設備の試験基準」、「第16 避難器具の試験基準」、「第20 連結散水設備の試験基準」、「第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準」、「第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準」及び「第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準」の内容の一部について、所要の規定の整備を図ったこと。

## 第2 点検要領の一部改正について

- (1) 「第11 自動火災報知設備」を本通知の別添4「第11 自動火災報知設備」に改めること。
- (2) 「第32 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備」の次に本通知の別添5「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」を加えること。

消防庁予防課

担 当 : 鳥枝、氏家

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

## 消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準

## 消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

## 第11 自動火災報知設備

別添 1

自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
警 戒 区 域	目視により確認する。	<p>a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合又は階段、エレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>b 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあっては、1,000㎡以下とすることができること。</p> <p>c 警戒区域の一辺の長さは、50m（光電式分離型感知器を設置する場合100m）以下であること。</p>
受 信 機	設置場所等	<p>a 防災センター等に設けてあること。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>d P型1級受信機で接続することのできる回線の数が一のもの、P型2級受信機、P型3級受信機、GP型1級受信機で接続する回線が1回線のもの、GP型2級受信機及びGP型3級受信機は、3台以上設けられていないこと。</p> <p>e P型2級受信機及びGP型2級受信機で接続する回線が1回線の受信機は、延べ面積又は床面積が350㎡を超えるものに設けられていないこと。</p> <p>f P型3級受信機及びGP型3級受信機は、延べ面積又は床面積が150㎡を超えるものに設けられていないこと。</p>
	周囲の状況 ・操作性	<p>a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要空間が保有してあること。</p> <p>b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。</p>
	設置状況	地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。
操 作 部	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。</li> <li>c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。</li> <li>d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。</li> </ul>
	予備品等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。</li> <li>b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。</li> </ul>
中継器	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要空間が保有してあること。</li> <li>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> </ul>
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</li> <li>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</li> <li>e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。</li> </ul>
	予備品等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。</li> <li>b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。</li> </ul>
	電源 （電池を除く。）	常用電源	目視により確認する。
	非常電源の種類	目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で1,000㎡以上のものを除く。）又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
感知	警戒状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けられてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けられていること。</li> <li>b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けられてあり、かつ、</li> </ul>

器			<p>監視空間又は監視距離が適正であること。</p> <p>c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。</p> <p>d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。</p>	
	差動式スポット型・定温式スポット型・補償式スポット型・熱複合式スポット型及び熱アナログ式スポット型	設置状況	目視により確認する。	<p>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること</p> <p>b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</p> <p>c 感知器は、45度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より、20度以上低い場所に設けてあること。</p>
	定温式感知線型	設置状況	目視により確認する。	<p>a 感知線は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること。</p> <p>b 周囲温度が、公称作動温度より20度以上低い場所に設けてあること。</p> <p>c 感知線の取り付けは、止め金具（ステップル、ステッカー等）を用いて、直線部分にあつては0.5m（垂れさがる等のおそれがある場合0.35m）以内、屈曲部分にあつては0.1m以内の間隔で固定されていること。</p> <p>d 感知線の屈曲半径は、0.05m以上であること。</p> <p>e 感知線の接続は、各室ごと及び電線との接続箇所ごとに端子を用いて結線してあり、かつ、その端子部分における端子と止め金具は、0.1m以内の間隔で固定されていること。</p>
	差動式分布型（空気管式）	設置状況	目視により確認する。	<p>a 空気管は、取付け面の下方0.3m以内、取付け面の各辺から1.5m以内の位置に設けてあること。</p> <p>b 空気管の相互間隔は、主要構造部が耐火構造のものは9m（その他の構造のものにあつては6m）以下であること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができる場合は、この限りでない。</p> <p>c 一の感知区域の空気管の露出長は、20m以上であること。</p> <p>d 一の検出部に接続してある空気管長は、100m以下であること。</p> <p>e 検出部は、前後に5度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>f 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合、その相互間隔は1.5m以内であること。</p> <p>g 空気管は、止め金具（ステップル等）により、直線部分にあつては0.35m以内の等間隔に、接続部分又は屈曲部分にあつては5cm以内に確実に固定してあること。</p> <p>h 空気管の屈曲半径は、5mm以上とし、かつ、つぶれ等がないこと。</p> <p>i テックス、耐火ボード等に取り付けてある場合は、熱効果が十分得られるように露出して設けてあること。</p> <p>j 空気管の接続は、接続管（スリーブ）を用いてはんだ付けとし、かつ、接続部分を腐食等のないよう塗装等がしてあること。</p>

				<p>k 傾斜が10分の3以上となる天井にあつては、空気管の間隔がその頂部は「密」に、下方は「粗」となるように設けてあること。</p> <p>l 空気管が壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等が設けてあること。</p>
差動式分布型 (熱電対式)	設置状況	目視により確認する。		<p>a 熱電対部は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。</p> <p>b 一の感知区域の熱電対部の接続個数は、4個以上であること。</p> <p>c 一の検出部に接続する熱電対部の数は、20個以下であること。</p> <p>d 検出部は、5度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>e 熱電対部と電線の接続は、圧着接続した後ビニルスリーブ等で圧着部を被覆するなど確実に接続してあること。</p> <p>f 熱電対部の極性に誤接続がないこと。</p> <p>g 配線を固定する止め金具は、熱電対部を止めていないこと。</p>
差動式分布型 (熱半導体式)	設置状況	目視により確認する。		<p>a 感熱部の下端は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。</p> <p>b 一の感知区域の感熱部の設置個数は、2個(取付け面の高さが8m未満の場合は1個)以上であること。</p> <p>c 一の検出部に接続する感熱部の数は、2個以上15個以下であること。</p> <p>d 検出部は、5度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>e 感熱部と検出部の接続は、直列に接続してあること。</p> <p>f 感熱部の極性に誤接続がないこと</p>
煙感知器(光電式分離型及びアナログ式を除く)・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型	設置状況	目視により確認する。		<p>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内に設けてあること。</p> <p>b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けてあること。</p> <p>c 天井が低い居室(天井高2.3m未満)又は狭い居室(40㎡未満の居室)の場合は、入り口付近に設けてあること。</p> <p>d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあつては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</p> <p>e 45度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。</p> <p>g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m(3種の感知器にあつては20m)以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。  (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路  (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路  (c) 開放式の廊下又は通路</p> <p>h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m(3種の感知器にあつては10m)について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合</li> <li>(b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合</li> <li>(c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</li> </ul> </li> </ul>
熱煙複合式スポット型	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。</li> <li>b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。</li> <li>c 天井が低い居室（天井高2.3m未満）又は狭い居室（40㎡未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。</li> <li>d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあつては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</li> <li>e 45度以上傾斜させないように設けてあること。</li> <li>f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。この場合の感知器の個数は、取付け高さ等に応じた感知面積の大きいものの面積をもって算定すること。</li> <li>g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路</li> <li>(b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路</li> <li>(c) 開放式の廊下又は通路</li> </ul> </li> <li>h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。</li> <li>i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器が設けてある場合</li> <li>(b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合</li> <li>(c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</li> </ul> </li> </ul>
光電式分離型及び光電アナログ式分離型	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 光軸は、平行する壁から0.6m以上離れた位置に設けてあること。</li> <li>b 感知器の受光面は、直射日光等が当たらないよう設けられてあること。</li> <li>c 送光部及び受光部は、背後の壁から1m以内の位置に設けてあること。</li> </ul>

			<p>d 天井等の高さが15m以上の場合にあつては1種が、15m未満の場所にあつては1種又は2種のものが設けてあること。</p> <p>e 光軸の高さは、天井等の高さの80%以上となる位置に設けてあること。</p> <p>f 光軸の長さは、公称監視距離以内で、かつ、100m以下であること。</p> <p>g 感知器は、壁によって区画された区域ごとに当該区域の各部分から1の光軸までの水平距離が7m以下となるように設けてあること。</p>
炎 感 知 器	設 置 状 況	目視により確認する。	<p>a 道路の用に供される部分以外に設けられるもの</p> <p>ア 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。</p> <p>イ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</p> <p>ウ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</p> <p>エ 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</p> <p>b 道路の用に供される部分に設けられるもの</p> <p>ア 感知器は、道路の側壁部又は路端の上方に設けてあること。</p> <p>イ 感知器は、道路面（監視員通路が設けられている場合にあつては、当該通路面）からの高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けてあること。</p> <p>ウ 感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。ただし、設置個数が1となる場合にあつては、2個設置してあること。</p> <p>エ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</p> <p>オ 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</p>
構 造	・ 性 能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知の妨げになる塗装等がされていないこと。</p>
発 信 機	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<p>a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。</p> <p>b 押ボタンスイッチの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下となるよう設けてあること。</p> <p>c 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるように設けてあること。</p> <p>d 操作上支障となる障害物がないこと。</p> <p>e 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p>

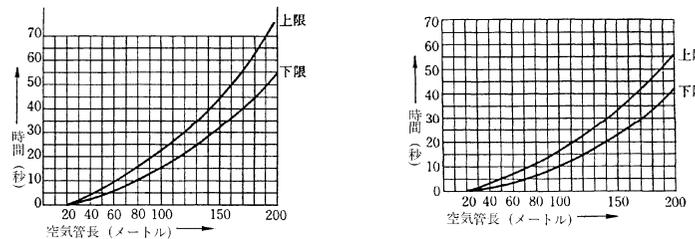
			<p>f 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</p> <p>g 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、屋外型又はこれと同等以上の防護措置が講じてあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</p> <p>c 消火栓ボックス等の扉の開閉にもなつて可動する配線等は、開閉により機能に支障をきたさないように措置してあること。</p>
表示灯	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 発信機の直近に設けてあること。</p> <p>b 多数の者が目にふれやすい位置に設けてあること。</p> <p>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p> <p>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</p> <p>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p> <p>f 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯状態が、明確に確認できるように設けてあること。</p>
	構造	目視により確認する。	<p>a 灯火は、赤色であること。</p> <p>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
地区音響装置	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</p> <p>b 各階ごとに、その階の各部から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けてあること。</p> <p>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p> <p>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</p> <p>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</p>
	構造	目視により確認する。	<p>a 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</p>

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準	
配線	共通線試験	受信機の個々の共通線について、共通線を外し、受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7以下であること。
	※ 送り配線試験	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。

			<p>験回線数について、当該試験回線の感知器が送り配線となっていることを確認した後に、感知器の一線を外し当該回線末端の発信機等を作動させることにより行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11以上50以下	2	51以上	3	b 受信機の当該回線が火災表示しないこと。
警戒区域数	試験回線数											
10以下	1											
11以上50以下	2											
51以上	3											
無線設備	通 信 試 験		無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機ごとに通信試験スイッチを所定の操作方法により操作し、又は通信状態に係る表示等を確認する。	通信状態が正常であること。								
受信機	※火災表示試験	2信号式受信機及び蓄積式受信機以外の受信機	<p>火災灯、地区表示装置、主音響装置及び地区音響装置（以下「火災表示」という。）の作動状況</p> <p>保持機能（P型3級及びGP型3級を除く。）</p>	火災表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	火災表示、保持機能が正常であること。							
		2信号式受信機	2信号式の機能	<p>① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。</p> <p>② 第1信号の受信時に発信機を作動させる。</p>	<p>a 第1信号において地区表示装置及び主音響装置又は副音響装置が作動し、第2信号において火災灯の点灯及び地区音響装置が作動すること。</p> <p>b 発信機を作動させた場合、直ちに火災表示を行うこと。</p>							
		蓄積式受信機	蓄積式の機能	<p>① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。</p> <p>② 蓄積時間中に発信機を作動させる。</p>	<p>a 設定された時間以内に火災表示を行うこと。</p> <p>b 発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し火災表示を行うこと。</p>							
	※注意表示試験	アナログ式受信機	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置（以下「注意表示」という。）の	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。							

			作動状況		
	設定表示温度試験		アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作する。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※ 回路導通試験			導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※同時作動試験	常用電源使用時		任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）を火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、地区音響装置、附属装置等の機能に異常がなく、適正に火災作動状態を継続すること。
		予備電源使用時		任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。	
	※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの		所定の操作で作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
		遠隔試験機能を有するもの		外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
	※予備電源試験	電源自動切替機能		主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
		電圧		予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
	※非常電源試験（予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。）		電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
	付 属 装 置 試 験			付属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 付属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
	相互作用試験（一の防火対象物に2以上の受信機が設けられているもの。）	相 互 通 話 状 況		受信機を設けてある場所相互間において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。
		地 区 音 響 装 置 鳴 動 状 況		火災表示試験スイッチを所定の操作をして行う。	いずれの受信機からも地区音響装置が正常に鳴動すること。
中 継 器	設定表示温度試験	アナログ式中継器	アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※ 回路導通試験			導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※予備電源試験	電源自動切替機能		主電流の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。

	(予備電源を有するもの)	電 圧	試験スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
感 知 器	差動式分布型 (空気管式)	※ ☆ 作 動 試 験	検出部の試験孔に空気注入試験器（以下「テストポンプ」という。）を接続し、試験コックを作動試験位置に合わせ、感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量をテストポンプにより注入し、その時点から接点が閉じるまでの時間を測定する。	空気注入後接点が閉じるまでの時間が当該検出部に明示されている範囲内であること。
		作 動 継 続 試 験	作動試験で感知器が作動してから接点が開くまでの時間を測定する。	接点が開いた後接点が開くまでの時間が当該検出部に明示されている範囲内であること。
		流 通 試 験	検出部の試験孔又は空気管の一端にマンメーターを接続し、試験コックを流通試験位置に合わせ他端に接続したテストポンプにより空気を注入し、マンメーターの水位を約100mmまで上昇させ水位を停止させる。 次に試験コック等により送気口を開き、上昇水位の2分の1まで下がる時間を測定する。 なお、マンメーターの水位が停止しないものにあつては、空気管に洩れのおそれがあるので試験を中止して点検する。	上昇水位の2分の1まで下がる時間が空気管の長さに応じ表示されている各検出部の値の範囲内であること。 ① 空気管の内径が1.4mmの場合      ② 空気管の内径が1.5mmの場合 
		接 点 水 高 試 験	検出部の試験孔又は空気管端子にマンメーター及びテストポンプを接続し、試験コックを接点水高試験位置に合わせ、微量の空気を徐々に注入して接点が開いたときの水位を測定する。	接点が開いた時の水位が各検出部に明示されている値の範囲内であること。
	差動式分布型 (熱電対式)	※ ☆ 作 動 試 験	試験器のプラグを検出部に差し込み検出部に電圧を印加し、作動したときの電圧を測定する。	作動したときの電圧が検出部ごとに明示されている値の範囲内であること。
	回 路 合 成 抵 抗 試 験	試験器のプラグを検出部に差し込み、熱電対回路の合成抵抗値を測定する。	合成抵抗値が検出部ごとに明示されている値以下であること。	
差動式分布型 (熱半導体式)	※ ☆ 作 動 試 験	試験器のプラグを検出部に差し込み検出部に電圧を印加し、作動したときの電圧を測定する。ただし、取付け位置の高さが8m未満のものにあつては、差動式スポット型の作動試験の試験方法の例によることができる。	作動したときの電圧が検出部ごとに明示されている値の範囲内であること。ただし、差動式スポット型の試験の例によるもの、当該判定基準の例によること。	
		回 路 合 成 抵 抗 試 験	試験器のプラグを検出部に差し込み、熱半導	合成抵抗値が検出部ごとに明示されている値以下であること。

			体回路の合成抵抗値を測定する。											
定温式感知線型	作 動 試 験		回路の末端の回路試験器を作動する。	受信機が火災表示すること。										
	回 路 合 成 抵 抗 試 験		感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を測定する。	合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。										
差動式スポット型・補償式スポット型・定温式スポット型（再用型）・熱アナログ式スポット型	※ ☆ 作 動 試 験		加熱試験器を用いて感知器を作動させて行う。	正常に作動すること。										
定温式スポット型（非再用型）	※ ☆ 作 動 試 験		設置されている感知器の個数に応じて、次表により抜き取った個数の感知器それぞれについて、加熱試験器を用いて作動させる。 <table border="1" data-bbox="819 576 1227 772"> <thead> <tr> <th>感知器設置個数</th> <th>抜 取 個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1以上10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上101以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	感知器設置個数	抜 取 個 数	1以上10以下	1	11以上50以下	2	51以上101以下	4	101以上	7	正常に作動すること。
感知器設置個数	抜 取 個 数													
1以上10以下	1													
11以上50以下	2													
51以上101以下	4													
101以上	7													
イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型・光電アナログ式スポット型	※ ☆ 作 動 試 験		加煙試験器を用いて行う。	正常に作動すること。										
光電式分離型・光電アナログ式分離型	※ ☆ 作 動 試 験		減光フィルターを用いて行う。	正常に作動すること。										
炎 感 知 器	※ ☆ 作 動 試 験		感知器に適應する試験器を用いて行う。	正常に作動すること。										
発信機	作 動 試 験		① 押ボタンを操作して作動させ行う。 ② P型1級発信機にあっては、送受信器を接続して通話を行う。	a 正常に作動すること。この場合において、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。 b P型1級発信機にあっては、受信機との間で相互に同時通話できるものであること。										
地区音響	鳴 動 方 式 試 験		所定の操作により作動させ行う。	a 地区音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。 b 一定時間以内及び新しい火災信号を受信した時は一斉に鳴動すること。										
	作 動 試 験	音声により警報を発するも	音響装置（取り付けられた状態）の中心から	音圧は、90dB以上であること。										

装置		の以外のもの	1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	
		音声により警報を発するもの	定格出力により音声警報の第二警報音を鳴動させた状態において、音響装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、92dB 以上であること。

- 備考
- 1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
  - 2 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
  - 3 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。
  - 4 ※印の試験は、自動試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、自動的又は簡単な操作による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。
  - 5 ☆印の試験は、遠隔試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、外部試験器による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。

## 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
警 戒 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	目視により確認する。	<p>a 警戒区域は、3以上の階にわたらないこと。ただし、階段、エレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>b 警戒区域の一辺の長さは、50m以下であること。</p>
受 信 機	設置場所等	設置場所	<p>a 防災センター等又は火災表示を容易に確認できる場所に設けてあること。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>d P型1級受信機で接続することのできる回線の数が一のもの、P型2級受信機、P型3級受信機、GP型1級受信機で接続する回線が1回線のもの、GP型2級受信機及びGP型3級受信機は、3台以上設けられていないこと。</p> <p>e P型3級受信機及びGP型3級受信機は、延べ面積又は床面積が150㎡を超えるものに設けられていないこと。</p>
			周囲の状況・操作性
	設置状況	地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。	
	構造・性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</p> <p>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</p> <p>e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。</p>
	操作部	目視及びスケール等を用いて確認する。	<p>a 電源監視装置は、正常であること。</p> <p>b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。</p> <p>c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。</p> <p>d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。</p>
予備品等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。</li> </ul>
中 継 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</li> <li>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</li> <li>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</li> <li>e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。</li> </ul>
	予 備 品 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。</li> <li>b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。</li> </ul>
電 源 （電池を除く。）	常 用 電 源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 専用の回路（電力が正常に供給されていることが確認できるものにあつては分電盤との間に開閉器が設けられていない配線）からとられていること。</li> <li>b 電源の容量が適正であること。</li> </ul>
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で1,000㎡以上のものを除く。）又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
感 知 器	警 戒 状 況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けてあること。</li> <li>b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けてあり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。</li> <li>c 居室及び収納室の壁に取り付ける場合は、当該室の床面積が30㎡以下であること。</li> <li>d 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。</li> <li>e 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。</li> </ul>

<p>差動式スポット型・定温式スポット型・補償式スポット型・熱複合式スポット型及び熱アナログ式スポット型</p>	<p>設置状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること。  b 壁又ははりから0.4m以上離れた位置に設けられていること（天井の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）  c 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置に設けられていること（壁の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）  d 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。  e 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より、20度以上低い場所に設けてあること。</p>
<p>煙感知器（アナログ式を除く。）・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型</p>	<p>設置状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内に設けてあること。  b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けられていること（天井の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）  c 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置に設けられていること（壁の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）  d 天井が低い居室（天井高2.3m未満）又は狭い居室（40㎡未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。  e 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあつては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。  f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。  g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。  (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路  (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路  (c) 開放式の廊下又は通路  h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。  i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。  (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合  (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合  (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</p>

熱煙複合式スポット型	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。</li> <li>b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けられていること（天井の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）。</li> <li>c 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置に設けられていること（壁の屋内に面する部分に設置する場合に限る。）。</li> <li>d 天井が低い居室（天井高2.3m未満）又は狭い居室（40㎡未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。</li> <li>e 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあつては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</li> <li>f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。この場合の感知器の個数は、取付け高さ等に応じた感知面積の大きいものの面積をもって算定すること。</li> <li>g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路</li> <li>(b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路</li> <li>(c) 開放式の廊下又は通路</li> </ul> </li> <li>h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。</li> <li>i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器が設けてある場合</li> <li>(b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合</li> <li>(c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</li> </ul> </li> </ul>
炎感知器	設置状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。</li> <li>b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</li> <li>c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</li> <li>d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</li> </ul>
構造	性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知の妨げになる塗装等がされていないこと。</li> </ul>
発 信 機	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。</li> <li>b 押ボタンスイッチの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下となるよう設けてあること。</li> <li>c 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるように設けてあること。</li> <li>d 操作上支障となる障害物がないこと。</li> <li>e 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>f 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>g 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、屋外型又はこれと同等以上の防護措置が講じてあること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> <li>c 消火栓ボックス等の扉の開閉にともなって可動する配線等は、開閉により機能に支障をきたさないように措置してあること。</li> </ul>
表 示 灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 発信機の直近に設けてあること。</li> <li>b 多数の者が目にふれやすい位置に設けてあること。</li> <li>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>f 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯状態が、明確に確認できるように設けてあること。</li> </ul>
	構 造	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 灯火は、赤色であること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
地 区 音 響 装 置	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</li> <li>b 各階ごとに、その階の各部から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けてあること。</li> <li>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置</li> </ul>

			が講じてあること。
	構	造	目視により確認する。
			a 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準							
配 線	共通線試験		受信機の個々の共通線について、共通線を外し、受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7以下であること。							
	※ 送り配線試験		次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線の感知器が送り配線となっていることを確認した後に、感知器の一線を外し当該回線末端の発信機等を作動させることにより行う。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11以上50以下	2	51以上	3
警戒区域数	試験回線数										
10以下	1										
11以上50以下	2										
51以上	3										
無線 設備	通 信 試 験		無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機ごとに、又は、連動型警報機能付感知器ごとに通信試験スイッチを所定の操作方法により操作し、又は通信状態に係る表示等を確認する。	a 受信機が設けられる場合にあつては、無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機ごとに通信状態が正常であること。 b 受信機が設けられていない場合にあつては、連動型警報機能付感知器ごとに通信状態が正常であること。							
受 信 機	※火災表示試験	2信号式受信機及び蓄積式受信機以外の受信機	火災灯、地区表示装置、主音響装置及び地区音響装置（以下「火災表示」という。）の作動状況	火災表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	火災表示、保持機能が正常であること。						
		保持機能（P型3級及びGP型3級を除く。）	2信号式の								
	2信号式受	2信号式の	① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作	a 第1信号において地区表示装置及び主音響装置又は副音響装置が作動							

	信機	機能	方法により操作して回線ごとに行う。 ② 第1信号の受信時に発信機を作動させる。	し、第2信号において火災灯の点灯及び地区音響装置が作動すること。 b 発信機を作動させた場合、直ちに火災表示を行うこと。
	蓄積式受信機	蓄積式の機能	① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。 ② 蓄積時間中に発信機を作動させる。	a 設定された時間以内に火災表示を行うこと。 b 発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し火災表示を行うこと。
※注意表示試験	アナログ式受信機	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置（以下「注意表示」という。）の作動状況	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。
設定表示温度試験		アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作する。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
※回路導通試験			導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
※同時作動試験	常用電源使用時		任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）を火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、地区音響装置、附属装置等の機能に異常がなく、適正に火災作動状態を継続すること。
	予備電源使用時		任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。	
※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの		所定の操作で作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
	遠隔試験機能を有するもの		外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
※予備電源試験	電源自動切替機能		主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
	電圧		予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
※非常電源試験（予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。）		電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。
付 属 装 置 試 験			付属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 付属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
相互作用試験（一の防火対象物に	相 互 通 話 状 況		受信機を設けてある場所相互間において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。

	2以上の受信機が設けられているもの。)	地区音響装置鳴動状況		火災表示試験スイッチを所定の操作をして行う。	いずれの受信機からも地区音響装置が正常に鳴動すること。						
中 継 器	設定表示温度試験	アナログ式中継器	アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。						
	※ 回路導通試験			導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。						
	※予備電源試験 (予備電源を有するもの)		電源自動切替機能		主電流の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替え機能が正常であること。					
			電 圧		試験スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。					
感 知 器	差動式スポット型・補償式スポット型・定温式スポット型(再应用型)・熱アナログ式スポット型	※ ☆ 作 動 試 験		加熱試験器を用いて感知器を作動させて行う。	正常に作動すること(連動型警報機能付感知器にあつては、他の連動型警報機能付感知器が連動することを含む。)						
	定温式スポット型(非再应用型)	※ ☆ 作 動 試 験		設置されている感知器の個数に応じて、次表により抜き取った個数の感知器それぞれについて、加熱試験器を用いて作動させる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>感知器設置個数</th> <th>抜 取 個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1以上10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	感知器設置個数	抜 取 個 数	1以上10以下	1	11以上50以下	2	正常に作動すること(連動型警報機能付感知器にあつては、他の連動型警報機能付感知器が連動することを含む。)
	感知器設置個数	抜 取 個 数									
	1以上10以下	1									
11以上50以下	2										
イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型・光電アナログ式スポット型	※ ☆ 作 動 試 験		加煙試験器を用いて行う。	正常に作動すること(連動型警報機能付感知器にあつては、他の連動型警報機能付感知器が連動することを含む。)							
炎 感 知 器	※ ☆ 作 動 試 験		感知器に適応する試験器を用いて行う。	正常に作動すること(連動型警報機能付感知器にあつては、他の連動型警報機能付感知器が連動することを含む。)							
発 信 機	作 動 試 験			① 押ボタンを操作して作動させ行う。 ② P型1級発信機にあつては、送受話器を接続して通話を行う。	a 正常に作動すること。この場合において、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。 b P型1級発信機にあつては、受信機との間で相互に同時通話できるも						

地区音響装置	鳴動方式試験		所定の操作により作動させる。	のであること。 a 地区音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。 b 一定時間以内及び新しい火災信号を受信した時は一斉に鳴動すること。
	作動試験	音声により警報を発するもの以外のもの	音響装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、90dB 以上であること。
		音声により警報を発するもの	定格出力により音声警報の第二警報音を鳴動させた状態において、音響装置（取り付けられた状態）の中心から1 m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、92dB 以上であること。

- 備考
- 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
  - 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
  - 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。
  - ※印の試験は、自動試験機能を有する場合にあっては自動的又は簡単な操作による試験によって、記録紙等に「異常」表示が行われないこと（連動型警報機能付感知器にあっては、当該感知器すべてが連動すること）を確認することにより替えることができる。
  - ☆印の試験は、遠隔試験機能を有する場合にあっては外部試験器による試験によって、記録紙等に「異常」表示が行われないこと（連動型警報機能付感知器にあっては、当該感知器すべてが連動すること）を確認することにより替えることができる。

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(傍線は改正部分)

新	旧																														
<p><b>第2 屋内消火栓設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">消 火 栓 等</td> <td style="width: 10%;">消火栓</td> <td style="width: 10%;">消火栓開閉弁</td> <td style="width: 15%;">目視により確認する。</td> <td style="width: 60%;">消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 機能試験</p> <p>(略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 スプリンクラー設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p>	(略)					消 火 栓 等	消火栓	消火栓開閉弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	(略)					<p><b>第2 屋内消火栓設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">消 火 栓 等</td> <td style="width: 10%;">消火栓</td> <td style="width: 10%;">消火栓開閉弁</td> <td style="width: 15%;">目視により確認する。</td> <td style="width: 60%;">消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 機能試験</p> <p>(略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 スプリンクラー設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p>	(略)					消 火 栓 等	消火栓	消火栓開閉弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	(略)				
(略)																															
消 火 栓 等	消火栓	消火栓開閉弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。																											
(略)																															
(略)																															
消 火 栓 等	消火栓	消火栓開閉弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。																											
(略)																															

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
補助散水栓等	散水栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	補助散水栓等	散水栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
イ 機能試験 (略)					イ 機能試験 (略)				
備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。					備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。				
ウ 総合試験 (略)					ウ 総合試験 (略)				
<b>第 4 水噴霧消火設備</b>					<b>第 4 水噴霧消火設備</b>				
(略)					(略)				
ア 外観試験 (略)					ア 外観試験 (略)				
イ 機能試験 (略)					イ 機能試験 (略)				
備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、					備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、				

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

<p>その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験 (略)</p> <p><b>第5 泡消火設備</b> (略)</p> <p>ア 外観試験 (略)</p> <p>イ 機能試験 (略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が<u>登録する登録認定機関</u>の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験 (略)</p> <p><b>第6 不活性ガス消火設備</b> (略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">貯蔵容器</td> <td style="width: 10%;">機器</td> <td style="width: 15%;">容器弁</td> <td style="width: 20%;">目視により確認する。</td> <td style="width: 50%;">消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が<u>登録する登録認定機関</u>の認</td> </tr> </table>	(略)					貯蔵容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が <u>登録する登録認定機関</u> の認	<p>その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験 (略)</p> <p><b>第5 泡消火設備</b> (略)</p> <p>ア 外観試験 (略)</p> <p>イ 機能試験 (略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が<u>指定する指定認定機関</u>の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験 (略)</p> <p><b>第6 不活性ガス消火設備</b> (略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">貯蔵容器</td> <td style="width: 10%;">機器</td> <td style="width: 15%;">容器弁</td> <td style="width: 20%;">目視により確認する。</td> <td style="width: 50%;">消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が<u>指定する指定認定機関</u>の認定を</td> </tr> </table>	(略)					貯蔵容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が <u>指定する指定認定機関</u> の認定を
(略)																					
貯蔵容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が <u>登録する登録認定機関</u> の認																	
(略)																					
貯蔵容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が <u>指定する指定認定機関</u> の認定を																	

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

等				定を受け、その表示が貼付されていること。	等				受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
貯蔵容器等	機器	安全装置・破壊板	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	貯蔵容器等	機器	安全装置・破壊板	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
起動用ガス容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	起動用ガス容器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
選択弁	機器	構造	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	選択弁	機器	構造	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
制御装置	機器等	制御盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	制御装置	機器等	制御盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
ノズル	構造・性能		目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防	ノズル	構造・性能		目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

ル ・ ホ ー ス 等		庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	ル ・ ホ ー ス 等		庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。				
イ 機能試験 (略) 備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。 ウ 総合試験 (略) 第 7 ハロゲン化物消火設備 (略) ア 外観試験 (略)			イ 機能試験 (略) 備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。 ウ 総合試験 (略) 第 7 ハロゲン化物消火設備 (略) ア 外観試験 (略)						
貯蔵 容器 等	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼	貯蔵 容器 等	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付さ

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

				付されていること。					れていること。
(略)					(略)				
貯蔵 容器 等	機器	安全装置・破壊 板	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣若しくは消防庁長官 が登録する登録認定機関の 認定を受け、その表示が貼 付されていること。	貯蔵 容器 等	機器	安全装置・破壊 板	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣又は消防庁長官が指 定する指定認定機関の認定 を受け、その表示が貼付さ れていること。
(略)					(略)				
加圧 用ガ ス容 器等	機器	安全装置・容器 弁	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣若しくは消防庁長官 が登録する登録認定機関の 認定を受け、その表示が貼 付されていること。	加圧 用ガ ス容 器等	機器	安全装置・容器 弁	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣又は消防庁長官が指 定する指定認定機関の認定 を受け、その表示が貼付さ れていること。
(略)					(略)				
起動 用ガ ス容 器	機器	容器弁	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣若しくは消防庁長官 が登録する登録認定機関の 認定を受け、その表示が貼 付されていること。	起動 用ガ ス容 器	機器	容器弁	目視により確認す る。	消防庁長官が定める基準に 適合していること、又は総 務大臣又は消防庁長官が指 定する指定認定機関の認定 を受け、その表示が貼付さ れていること。
(略)					(略)				
選択	機器	構造	目視により確認す	消防庁長官が定める基準に	選択	機器	構造	目視により確認す	消防庁長官が定める基準に

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

弁			る。	適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	弁			る。	適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
制御装置	機器等	制御盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	制御装置	機器等	制御盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の	噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

			認定を受け、その表示が貼付されていること。				を受け、その表示が貼付されていること。
(略)				(略)			
ノズル・ホース等（ハロン 2402・1211・1301に限る。）	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	ノズル・ホース等（ハロン 2402・1211・1301に限る。）	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
イ 機能試験 (略) 備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。				イ 機能試験 (略) 備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。			
ウ 総合試験 (略)				ウ 総合試験 (略)			

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

第8 粉末消火設備

(略)

ア 外観試験

(略)					
貯蔵容器等	機器	蓄圧式	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					
貯蔵容器等	機器	加圧式	定圧作動装置	目視により確認する。	a～b (略) c 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					
貯蔵容器等	機器	安全装置		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付さ

第8 粉末消火設備

(略)

ア 外観試験

(略)					
貯蔵容器等	機器	蓄圧式	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					
貯蔵容器等	機器	加圧式	定圧作動装置	目視により確認する。	a～b (略) c 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					
貯蔵容器等	機器	安全装置		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されて

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

				れていること。					いること。
(略)					(略)				
加 圧 用 ガ ス 容 器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	加 圧 用 ガ ス 容 器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
起 動 用 ガ ス 容 器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	起 動 用 ガ ス 容 器	機器	容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
選 択 弁	機器	構造	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	選 択 弁	機器	構造	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	警報装置	機器	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	噴射ヘッド	構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
ノズル・ホース等	構造・性能		目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	ノズル・ホース等	構造・性能		目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
イ 機能試験					イ 機能試験				

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

<p>(略)</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第9 屋外消火栓設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">消</td> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td style="width: 15%;">消火栓開閉弁</td> <td style="width: 20%;">目視及びスケール等 を用いて確認する。</td> <td style="width: 45%;">消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣若しくは消防庁 長官が登録する登録認定機 関の認定を受け、その表示が 貼付されていること。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 機能試験</p> <p>(略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合して いるものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、 その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第12 ガス漏れ火災警報設備</b></p>	(略)					消	消火栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等 を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣若しくは消防庁 長官が登録する登録認定機 関の認定を受け、その表示が 貼付されていること。	(略)					<p>(略)</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第9 屋外消火栓設備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア 外観試験</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">消</td> <td style="width: 15%;">消火栓</td> <td style="width: 15%;">消火栓開閉弁</td> <td style="width: 20%;">目視及びスケール等 を用いて確認する。</td> <td style="width: 45%;">消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣又は消防庁長官 が指定する指定認定機関の 認定を受け、その表示が貼付 されていること。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 機能試験</p> <p>(略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合して いるものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、 その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>ウ 総合試験</p> <p>(略)</p> <p><b>第12 ガス漏れ火災警報設備</b></p>	(略)					消	消火栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等 を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣又は消防庁長官 が指定する指定認定機関の 認定を受け、その表示が貼付 されていること。	(略)				
(略)																															
消	消火栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等 を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣若しくは消防庁 長官が登録する登録認定機 関の認定を受け、その表示が 貼付されていること。																											
(略)																															
(略)																															
消	消火栓	消火栓開閉弁	目視及びスケール等 を用いて確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合するものであること、又 は総務大臣又は消防庁長官 が指定する指定認定機関の 認定を受け、その表示が貼付 されていること。																											
(略)																															

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
ア 外観試験					ア 外観試験				
(略)					(略)				
検 知 器	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b (略)		検 知 器	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b (略)	
(略)					(略)				
イ 機能試験					イ 機能試験				
(略)					(略)				
ウ 総合試験					ウ 総合試験				
(略)					(略)				
<b>第 14 消防機関へ通報する火災報知設備</b>					<b>第 14 消防機関へ通報する火災報知設備</b>				
(略)					(略)				
ア 外観試験					ア 外観試験				
(略)					(略)				
火 災 通 報	本体	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定	火 災 通 報	本体	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

装 置				機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b～g (略)	装 置				の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b～g (略)
(略)					(略)				
イ 機能試験 (略) 備考 1～3 (略) 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。					イ 機能試験 (略) 備考 1～3 (略) 4 ※印の試験は、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。				
第15 非常警報設備 (略)					第15 非常警報設備 (略)				
ア 外観試験 (略)					ア 外観試験 (略)				
増幅器・操作部・遠隔操作器	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b～d (略)	増幅器・操作部・遠隔操作器	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b～d (略)		
(略)					(略)				
起動装置・非常	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準	起動装置・非常	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準		

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

電話			に適合するものであること、 又は総務大臣若しくは消防 庁長官が登録する登録認定 機関の認定を受け、その表示 が貼付されていること。 b～d (略)	電話			に適合するものであること、 又は総務大臣又は消防庁長 官が指定する指定認定機関 の認定を受け、その表示が貼 付されていること。 b～d (略)
(略)				(略)			
表示灯・標識板	構造	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、 又は総務大臣若しくは消防 庁長官が登録する登録認定 機関の認定を受け、その表示 が貼付されていること。 b～d (略)	表示灯・標識板	構造	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、 又は総務大臣又は消防庁長 官が指定する指定認定機関 の認定を受け、その表示が貼 付されていること。 b～d (略)
(略)				(略)			
ベル・サイレ ン・スピーカー	構造	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、 又は総務大臣若しくは消防 庁長官が登録する登録認定 機関の認定を受け、その表示 が貼付されていること。 b (略)	ベル・サイレ ン・スピーカー	構造	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、 又は総務大臣又は消防庁長 官が指定する指定認定機関 の認定を受け、その表示が貼 付されていること。 b (略)
イ 機能試験 (略)				イ 機能試験 (略)			

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

第 16 避難器具

(略)

ア 外観試験

(略)		
構造・性能	目視により確認する。	a～b (略) c 上記以外の器具にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているか若しくは評定に合格した旨の表示が付されていること。 d～g (略)
(略)		

イ 機能試験

(略)

備考 ※印の試験は、「避難器具の基準」(昭和 53 年消防庁告示第 1 号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されている救助袋にあつては、省略することができる。

第 20 連結散水設備

第 16 避難器具

(略)

ア 外観試験

(略)		
構造・性能	目視により確認する。	a～b (略) c 上記以外の器具にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているか若しくは評定に合格した旨の表示が付されていること。 d～g (略)
(略)		

イ 機能試験

(略)

備考 ※印の試験は、「避難器具の基準」(昭和 53 年消防庁告示第 1 号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されている救助袋にあつては、省略することができる。

第 20 連結散水設備

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
ア 外観試験					ア 外観試験				
(略)					(略)				
送水口	機器	送水口等	目視により確認する。	a～c (略) d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	送水口	機器	送水口等	目視により確認する。	a～c (略) d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
散水ヘッド	機器	開放型ヘッド	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	散水ヘッド	機器	開放型ヘッド	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)					(略)				
イ 機能試験					イ 機能試験				
(略)					(略)				
第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）					第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）				
(略)					(略)				
ア 外観試験					ア 外観試験				

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

(略)					(略)				
放 水 口 等	放水口	構造	目視及びスケール等 を用いて確認する。	a～c (略) d 消防庁長官が定める基準 に適合していること、又は総 務大臣若しくは消防庁長官 が登録する登録認定機関の 認定を受け、その表示が貼付 されていること。	放 水 口 等	放水口	構造	目視及びスケール等 を用いて確認する。	a～c (略) d 消防庁長官が定める基準 に適合していること、又は総 務大臣又は消防庁長官が指 定する指定認定機関の認定 を受け、その表示が貼付され ていること。
(略)					(略)				
イ 機能試験 (略)					イ 機能試験 (略)				
備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合して いるものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、 その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。					備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合して いるものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、 その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。				
ウ 総合試験 (略)					ウ 総合試験 (略)				
第 24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備） (略)					第 24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備） (略)				
ア 外観試験					ア 外観試験				
(略)					(略)				
構造・性能		目視により確認する。		a キュービクル式にあつて は、消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、	構造・性能		目視により確認する。		a キュービクル式にあつて は、消防庁長官が定める基準 に適合するものであること、

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

		又は総務大臣若しくは消防 庁長官が登録する登録認定 機関の認定を受け、その表示 が貼付されていること。 b (略)			又は総務大臣又は消防庁長 官が指定する指定認定機関 の認定を受け、その表示が貼 付されていること。 b (略)
(略)			(略)		
備考 ※印の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁 告示第 7 号）（改正平成 10 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務 大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されて いるものにあつては、省略することができる。			備考 ※印の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁 告示第 7 号）（改正平成 10 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務 大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されて いるものにあつては、省略することができる。		
イ 機能試験 (略)			イ 機能試験 (略)		
備考 ※印の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁 告示第 7 号）（改正平成 10 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務 大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されて いるものにあつては、省略することができる。			備考 ※印の試験は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和 50 年消防庁 告示第 7 号）（改正平成 10 年消防庁告示第 8 号）に適合しているものとして、総務 大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されて いるものにあつては、省略することができる。		
第 25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等）） (略)			第 25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等）） (略)		
ア 外観試験			ア 外観試験		
(略)			(略)		
構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合したものであること、又 は消防庁長官が登録する登	構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に 適合したものであること、又 は消防庁長官が指定する指

○「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年 9 月 30 日付け消防予第 282 号）別添内容の所要の規定の整備新旧対照表

		録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
(略)			(略)		
<p>イ 機能試験 (略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p>			<p>イ 機能試験 (略)</p> <p>備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。</p>		

## 第11 自動火災報知設備の点検要領

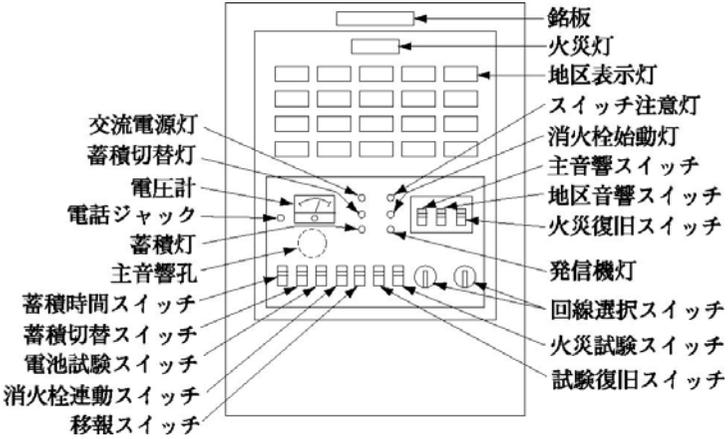
別添 4

### 1 一般的留意事項

- (1) 自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれは復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。
- (6) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年、消防予第220号）（通知）の4、その他の（1）により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備」により点検することができるものであること。

### 2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限り、 電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)	外 形	目視により確認する。
	表 示	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。 電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。 常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。 変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。 断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周 囲 の 状 況	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外 形	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示	目視により確認する。 ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 第11-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

			 <p>第11-1図 P型1級受信機の例</p>
警戒区域の表示装置			汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電圧計	目視及び計器等により確認する。		ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。		ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒューズ類	目視により確認する。		ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継電器（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験装置等により確認する。		ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。		著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
通話装置	送受話器の操作により確認する。		ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。		断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接地	目視及び回路計により確認する。		著しい腐食、断線等がないこと。

		附属装置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	<p>ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。</p> <p>イ 相互に機能障害がないこと。</p> <p>※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</p>	
		火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	蓄積式	火災表示試験を行い確認する。	<p>ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。</p> <p>イ 蓄積式受信機にあつては、前1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。</p> <p>ウ 二信号式受信機にあつては、前1によるほか、次によること。</p> <p>（ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>（イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。</p> <p>（イ） P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。</p> <p>（ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</p>
			アナログ式		
			二信号式		
			その他		
		注意表示（アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	注意表示試験を行い確認する。	<p>注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。</p> <p>※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</p>	
		回路導通（無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。）	回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）	<p>ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内（文字板に色別してある範囲内）であること。</p> <p>イ 導通表示灯等によるものにあつては点灯等すること。</p> <p>※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。</p> <p>（イ） 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。</p>	
		設定表示温度等（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	<p>ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。</p> <p>イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。</p>	
		感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	
		予備品等	目視により確認する。	<p>ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。</p> <p>イ 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）が備えてあること。</p>	
感	外	形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。	

知器	警戒状況	未警戒部分		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。										
		感知区域		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。										
		適応性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 規則によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(平成3年12月6日付け消防予第240号)を参考とすること。										
		機能障害		ア 塗装等がされていないこと。 イ 光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 エ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※(ア) 炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあつては、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 (イ) 炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあつては、道路面(監視員通路が設けられている場合にあつては、当該通路面)からの高さ1.0m以上1.5m以下の部分に設けてあること。										
	熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)	スポット型	(1) 差動式、定温式(再应用型)及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式(非再应用型) 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 <b>第11-1表</b> により抜き取り、再应用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再应用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再应用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。										
<b>第11-1表 感知器の抜き取り数表</b>														
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>感知器の設置個数</th> <th>抜き取り数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1以上10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上100以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					感知器の設置個数	抜き取り数	1以上10以下	1	11以上50以下	2	51以上100以下	4	101以上	7
感知器の設置個数	抜き取り数													
1以上10以下	1													
11以上50以下	2													
51以上100以下	4													
101以上	7													

		分 布 型	空 気 管 式	<p>(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。</p> <p>① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。</p> <p>② 検出部に表示されている空気量を空気に注入する。</p> <p>③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。</p> <p>(2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。</p>	<p>ア 確実に作動すること。</p> <p>イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。</p> <p>ウ 警戒区域の表示が適正であること。</p> <div data-bbox="1400 335 1814 582" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;"><b>第 11-2 図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例</b></p> <p>※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。</p> <p>(イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。</p> <p>(ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。</p>
			熱電対式及び熱半導体式	<p>(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定の試験器により検出部に印加し、確認する。</p> <p>① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。</p> <p>② ダイアルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。</p> <p>(2) 回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。</p>	<p>ア 確実に作動すること。</p> <p>イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。</p> <p>ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。</p> <p>エ 警戒区域の表示が適正であること。</p> <p>※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。</p>

	感知線型	(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線ははずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	分離型	所定の減光フィルターにより確認する。	
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。
感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。
発信機	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表示	ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。	
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
	表示灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
音響装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取付状態		脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられ	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。

	鳴動	<p>たものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。</p> <p>感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動方式を確認する。</p>	<p>イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。</p> <p>ア 一斉鳴動の場合 自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。</p> <p>イ 区分鳴動の場合 地階を除く階数が5以上で延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 出火階が2階以上の場合 出火階とその直上階</p> <p>(イ) 出火階が1階の場合 出火階とその直上階及び地階</p> <p>(ウ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階</p> <p>※ 階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。</p> <p>ウ 相互鳴動の場合 2以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。</p> <p>オ 再鳴動の場合 再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。</p>														
蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	<p>(1) <b>第11-2表</b>に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。</p> <p>(2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあつては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。</p> <p>(3) アナログ式のものにあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。</p>	<p>ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。</p> <p>イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。</p> <p>ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11-2表</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒区域数</th> <th colspan="3">試験感知器個数</th> </tr> <tr> <th>熱感知器</th> <th>煙感知器</th> <th>炎感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2
警戒区域数	試験感知器個数																
	熱感知器	煙感知器	炎感知器														
50以下	1	1	1														
51以上	2	2	2														
二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）	<p>任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。</p> <p>また、第一信号及び第二信号にかかわら</p>	<p>ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及</p>															

		ず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。	び地区表示装置の点灯が正常であること。
自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
	受信機の火災表示		
	受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）		
	受信機及び中継器の制御機能及び電路		
	感知器		
	感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）		
無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）		所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。

### 3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	所定の試験器により確認する。	ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替の感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。

		<p>※(ア) 感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。</p> <p>(イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。</p>
地区音響装置の音圧	<p>次の操作により確認する。</p> <p>(1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。</p> <p>(2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。</p> <p>(3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。</p>	<p>ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。</p> <p>イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。</p>
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	<p>受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。</p>	<p>火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。</p>

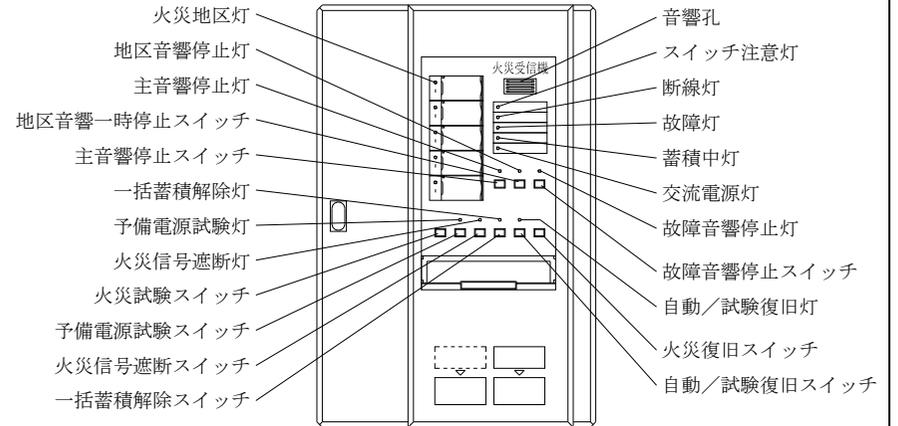
### 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検要領

#### 1 一般的留意事項

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれは復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備には、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

#### 2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限り、 電源に電池を用いており、 かつ、当該電池を非常電源 としている場合を除く。)	外 形	目視により確認する。
	表 示	※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。 受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。 電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。 常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。 変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。 断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周 囲 の 状 況	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外 形	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示	目視により確認する。 ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 第33-1図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。



第33-1図 P型2級受信機の例

	警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電圧計	目視及び計器等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	通話装置	送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
	結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。

	附 属 装 置		火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
	火災表示等 （自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	蓄 積 式	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあつては、前1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあつては、前1によるほか、次によること。 （ア） 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 （イ） 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 （イ） P型3級、G P型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 （ウ） 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
アナログ式				
二 信 号 式				
そ の 他				
	注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	回路導通（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）		回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内（文字板に色別してある範囲内）であること。 イ 導通表示灯等によるものにあつては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 （イ） 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
	設定表示温度等（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）		所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）		所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
	予 備 品 等		目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試

感知器	外	形	目視により確認する。	験機能を有するものに限る。)が備えてあること。
	警戒状況	未警戒部分		変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
		感知区域		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
		適応性		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		機能障害		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(平成3年12月6日付け消防予第240号)を参考とすること。
熱感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)	スポット型	(1) 差動式、定温式(再用品)及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。 (2) 定温式(非再用品)警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、 <b>第33-1表</b> により抜き取り、再用品の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア 塗装等がされていないこと。 イ 炎感知器にあつては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※ 炎感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。	
			ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。) ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (イ) 非再用品感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ウ) 非再用品感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。 <b>第33-1表 感知器の抜き取り数表</b>	
煙感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。) ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。	

感知器の設置個数	抜き取り数
1以上10以下	1
11以上50以下	2

	施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）			(イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。		ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
	多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。)	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。		ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
	感知器(遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。		ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
発 信 機	周 囲 の 状 況	目視により確認する。		周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外 形			変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表 示			ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。		ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
	表 示 灯	目視により確認する。		ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
音 響 装 置	外 形	目視により確認する。		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取 付 状 態			脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。		ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動を確認する。		自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。
	蓄積機能(蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。		ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。

		(3) アナログ式のものにあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	
二信号機能（二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
自動試験機能（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）	予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。） 受信機の火災表示 受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。） 受信機及び中継器の制御機能及び電路 感知器 感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。
連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）		所定の操作により確認する。	すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。
無線機能（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）		所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。） イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。

### 3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させる	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。

	ことなく任意の5回線（5回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	所定の試験器により確認する。	感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。